

平成26年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成27年2月度月次速報版）

平成27年3月17日
証券・金融商品あっせん相談センター

区分	9月	10月	11月	12月	1月	2月	前年度 同月比	当年度 (4～2月) 累計	前年度 (4～2月) 累計
相談	445	528	481	574	430	566	+59%	6,250	4,649
苦情	52	46	37	65	50	30	▲52%	501	785
あっせん	5	7	8	4	5	18	+1,700%	90	122

【コメント】

- 平成27年2月中の受付件数 … 前月比で「相談」が136件増、「苦情」が20件減、「あっせん」が13件増
- 内容別の内訳 … 「相談」では「取引制度に関する相談」が最も多い(271件(構成比47.9%))
「苦情」では「勧誘に関する苦情」が最も多い(14件(構成比46.7%))
「あっせん」は、「勧誘に関する紛争」が15件、「売買取引に関する紛争」が2件、「事務処理に関する紛争」が1件であった
- 商品別の内訳 … 「相談」「苦情」「あっせん」を通して、「株式」が最も多い(全体の49.5%)
次いで、「投信」(全体の19.7%)、「債券」(全体の8.6%)の順

平成26年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成27年2月度月次速報版）

平成27年3月17日
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	26年度 下期累計	上期月平均 (累計／月数)
相 談	528	481	574	430	566	0	2,579	429.8
取引制度に関する相談	251	239	269	214	271		1,244	248.8
勧誘に関する相談	48	36	47	40	46		217	43.4
売買取引に関する相談	85	85	105	77	85		437	87.4
事務処理に関する相談	102	82	117	77	121		499	99.8
その他の相談	42	39	36	22	43		182	36.4
苦 情	46	37	65	50	30	0	228	38.0
勧誘に関する苦情	20	11	29	16	14		90	18.0
売買取引に関する苦情	18	8	16	18	8		68	13.6
事務処理に関する苦情	5	15	15	10	5		50	10.0
その他の苦情	3	3	5	6	3		20	4.0
あっせん	7	8	4	5	18	0	42	7.0
勧誘に関する紛争	6	4	4	4	15		33	6.6
売買取引に関する紛争	1	3	0	1	2		7	1.4
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	1		1	0.2
その他の紛争	0	1	0	0	0		1	0.2

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 26年度上半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	26年度 上期累計	上期月平均 (累計／月数)
相 談	787	687	725	594	433	445	3,671	611.8
取引制度に関する相談	390	326	377	274	242	231	1,840	306.7
勧誘に関する相談	79	56	42	45	30	29	281	46.8
売買取引に関する相談	118	119	125	112	61	69	604	100.7
事務処理に関する相談	134	133	127	129	72	83	678	113.0
その他の相談	66	53	54	34	28	33	268	44.7
苦 情	43	53	54	37	34	52	273	45.5
勧誘に関する苦情	18	14	19	15	14	19	99	16.5
売買取引に関する苦情	15	29	21	11	11	14	101	16.8
事務処理に関する苦情	7	7	11	7	6	11	49	8.2
その他の苦情	3	3	3	4	3	8	24	4.0
あっせん	9	11	5	10	8	5	48	8.0
勧誘に関する紛争	8	11	5	8	5	4	41	6.8
売買取引に関する紛争	1	0	0	2	3	1	7	1.2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	25年度 累計	24年度 累計	23年度 累計
相 談	5,161	4,496	4,358
取引制度に関する相談	2,147	1,351	1,309
勧誘に関する相談	766	1,387	1,365
売買取引に関する相談	1,084	767	802
事務処理に関する相談	601	465	388
その他の相談	563	526	494
苦 情	842	904	1,205
勧誘に関する苦情	294	470	692
売買取引に関する苦情	351	240	286
事務処理に関する苦情	135	112	134
その他の苦情	62	82	93
あっせん	128	208	308
勧誘に関する紛争	87	176	267
売買取引に関する紛争	35	26	35
事務処理に関する紛争	3	6	6
その他の紛争	3	0	0

(単位:件)

25年度 月平均	24年度 月平均	23年度 月平均
430.1	363.2	341.6
178.9	109.1	123.9
63.8	113.8	81.2
90.3	66.8	47.3
50.1	32.3	37.8
46.9	41.2	51.4
70.2	100.4	84.1
24.5	57.7	41.5
29.3	23.8	21.4
11.3	11.2	11.8
5.2	7.8	9.4
10.7	25.7	19.9
7.3	22.3	15.3
2.9	2.9	3.9
0.3	0.5	0.3
0.3	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(27年2月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	2月度 合計
相 談	283	45	105	1	5	1	126	566
取引制度に関する相談	140	17	51	0	1	0	62	271
勧誘に関する相談	17	10	16	0	2	1	0	46
売買取引に関する相談	48	13	17	1	0	0	6	85
事務処理に関する相談	62	2	12	0	2	0	43	121
その他の相談	16	3	9	0	0	0	15	43
苦 情	15	4	10	0	1	0	0	30
勧誘に関する苦情	4	3	6	0	1	0	0	14
売買取引に関する苦情	6	1	1	0	0	0	0	8
事務処理に関する苦情	2	0	3	0	0	0	0	5
その他の苦情	3	0	0	0	0	0	0	3
あっせん	6	4	6	1	1	0	0	18
勧誘に関する紛争	6	3	5	0	1	0	0	15
売買取引に関する紛争	0	1	0	1	0	0	0	2
事務処理に関する紛争	0	0	1	0	0	0	0	1
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成26年度(平成26年4月～27年2月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	2,833	562	1,336	30	21	6	1,462	6,250
取引制度に関する相談	1,294	238	666	11	7	3	865	3,084
勧誘に関する相談	160	117	195	5	7	3	11	498
売買取引に関する相談	609	124	249	11	4	0	44	1,041
事務処理に関する相談	595	40	137	2	2	0	401	1,177
その他の相談	175	43	89	1	1	0	141	450
苦 情	236	97	131	11	10	1	15	501
勧誘に関する苦情	60	61	57	4	5	1	1	189
売買取引に関する苦情	97	17	47	4	4	0	0	169
事務処理に関する苦情	55	15	17	2	1	0	9	99
その他の苦情	24	4	10	1	0	0	5	44
あっせん	38	25	19	1	5	1	1	90
勧誘に関する紛争	29	21	18	0	5	1	0	74
売買取引に関する紛争	9	4	0	1	0	0	0	14
事務処理に関する紛争	0	0	1	0	0	0	0	1
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	1	1

3. 男女別処理状況(27年2月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	2月度 合計
相 談	308	243	15	566
取引制度に関する相談	149	113	9	271
勧誘に関する相談	19	26	1	46
売買取引に関する相談	48	36	1	85
事務処理に関する相談	67	51	3	121
その他の相談	25	17	1	43
苦 情	17	13	0	30
勧誘に関する苦情	7	7	0	14
売買取引に関する苦情	6	2	0	8
事務処理に関する苦情	2	3	0	5
その他の苦情	2	1	0	3
あっせん	9	6	3	18
勧誘に関する紛争	8	4	3	15
売買取引に関する紛争	1	1	0	2
事務処理に関する紛争	0	1	0	1
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成26年度(平成26年4月～27年2月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	3,323	2,763	164	6,250
取引制度に関する相談	1,642	1,353	89	3,084
勧誘に関する相談	235	244	19	498
売買取引に関する相談	556	461	24	1,041
事務処理に関する相談	634	518	25	1,177
その他の相談	256	187	7	450
苦 情	282	212	7	501
勧誘に関する苦情	99	84	6	189
売買取引に関する苦情	96	72	1	169
事務処理に関する苦情	65	34	0	99
その他の苦情	22	22	0	44
あっせん	35	44	11	90
勧誘に関する紛争	27	37	10	74
売買取引に関する紛争	8	5	1	14
事務処理に関する紛争	0	1	0	1
その他の紛争	0	1	0	1

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成27年2月）について

平成27年3月18日

日本証券業協会

【お知らせ】

「未公開株通報専用コールセンター」に情報をお寄せいただいた際、通報いただいた方の個人情報を行政機関及び警察に提供してよいかどうか、その都度、確認させていただいております。

お寄せいただいた情報は、連携先の行政機関及び警察に提供する場合がありますが、この場合に提供する情報に個人情報を含めるかどうかは、通報いただいた方に確認させていただいた結果に従っております。

お寄せいただいた個人情報がみだりに外部に出ないよう厳正に管理しておりますので、安心して通報・相談をお願いいたします。

※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、6ページに記載しています。

1. 平成27年2月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

○ 【図表1】のとおり、平成27年2月中に受理した全通報件数は123件。

1営業日当たりの平均通報件数は約6件。2月は通報件数が200件を下回ったものの、依然として注意が必要です¹。

(2) 購入・取引を勧誘された商品

① 【図表1】のとおり、平成27年2月中において最も多かったのは、「その他」の51件（41.5%）²。

② 「その他」は、例えば、被害者を投資話に絡んだ犯罪やトラブルの当事者に仕立て上げ、その解決のための金銭を要求するもの。手口は時々刻々と変化し、多様化。

③ 安易に相手の言うことを信用せず、支払いをする前に落ち着いてよく考え直してみるなど、気を付けることが大切です。

(3) 被害の金額

① 全通報件数123件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは14件（11.4%）。

② 被害の金額は、合計で7775万円。

③ 【図表2】のとおり、商品別の被害総額で最も大きかったのは、「未公開株」の3142万円（40.4%）³。

④ 被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均被害金額は約555万円。

⑤ 最大の被害金額は1700万円（名義貸しに応じたところ、後日、社債の購入を求

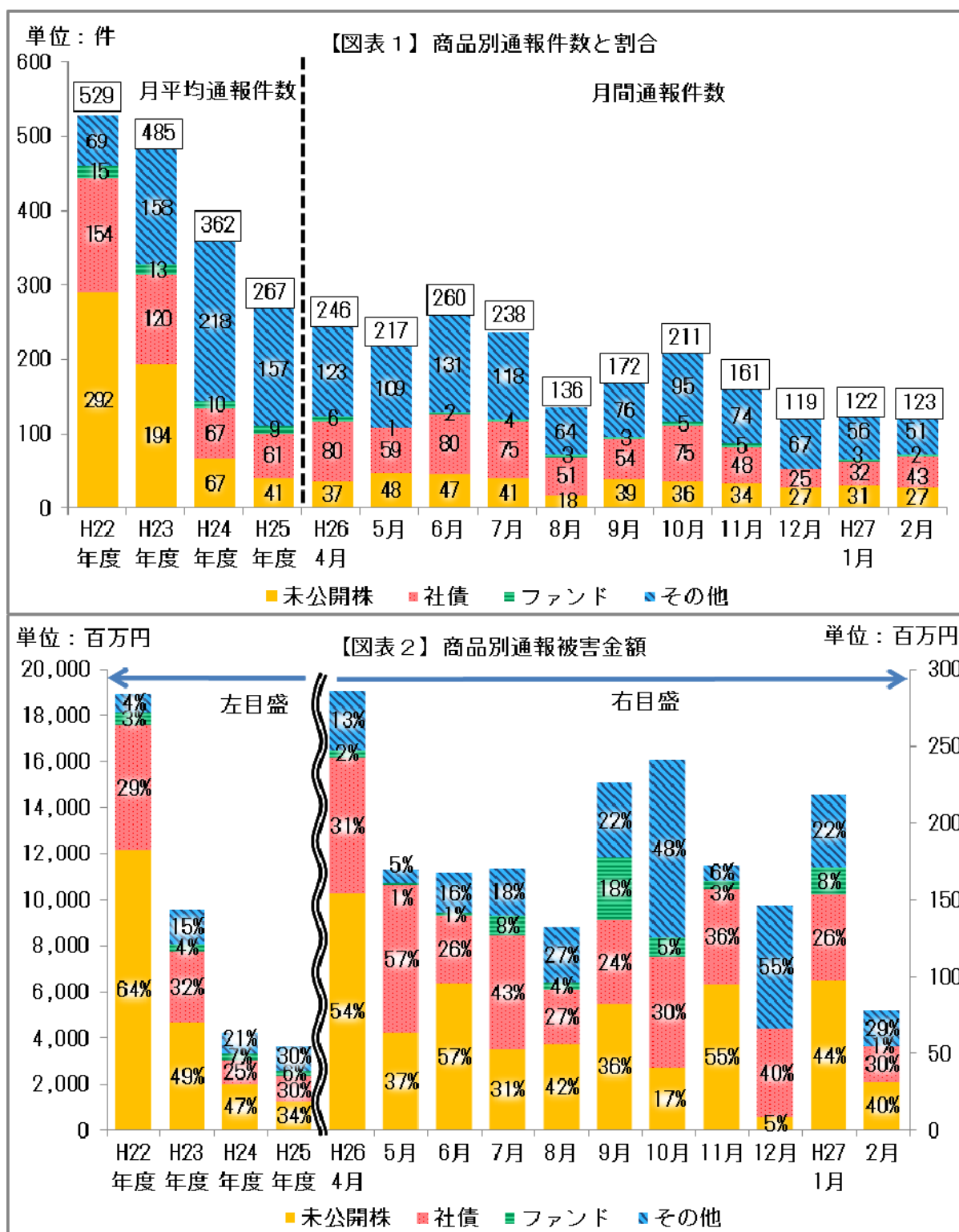
¹ 去る平成27年3月2日、警察庁では、「平成27年1月の特殊詐欺認知・検挙状況等について」を公表しています（<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm#sousa>）。ここでは、平成27年1月における特殊詐欺全体の被害総額が約39億円（前年同期比17.9%増）となり、このうち未公開株等詐欺を含む金融商品等取引名目の被害総額が約6億円（同47.4%減）であったことが紹介されています。

² 「その他」51件のうち、16件（31.4%）は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

³ 「その他」2290万円のうち、370万円（16.2%）は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

められ、代金を送金してしまったとの通報)。

- ⑥ 被害金額の合計は時期によって大きく変化しますが、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりありません。
- ⑦ 万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支うことには十分慎重になるべきです。



(4) 勧誘・詐取の手段

- ① 勧誘手段で分類すると、従来の傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接対面しない形での勧誘がほとんど。
- ② 実際にお金を支払ってしまう場面が多いのが現金の郵便や宅配便での送付です。なお、現金を現金書留以外の郵便や宅配便で送付することは禁じられています。⁴
- ③ お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です。

(5) 通報者の属性

- ① 通報者の年齢で分類すると、60歳以上が約82.6%。そのうち一人暮らしは約20.0%。
- ② 通報者の居住地で分類すると、東京・大阪・愛知やその近郊が上位（別紙参照）、今月は東京都からの通報が最多。
- ③ 大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていると推測されます。
- ④ 一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうと言われています。
- ⑤ お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うことが重要です。
- ⑥ 万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）をはじめ、公的機関の相談窓口にご相談を。

⁴ 警察庁や国民生活センターにおいても同様の注意喚起がなされています。

○警察庁

「その宛先は大丈夫ですか？」（実際に被害に遭われた方が現金等を送ってしまった住所）
(http://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jyusyo.pdf)

○国民生活センター

「宅配便でお金を送らないで！—他の商品と装わせてお金を送らせる手口に要注意！—」
(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130321_2.html)

2. 最近の手口

最近「未公開株通報専用コールセンター」に寄せられている通報に見られる手口をご紹介します。

ある日、業者を名乗る者から必ず大儲けできるという投資信託を紹介され、手ごろな金額だったため、業者の指定する投資先に送金した。

その後、業者の話どおり、分配金が毎月振り込まれ、しばらくすると、業者から「今度は大きく投資しないか。」と追加の投資話を持ち掛けられ、追加の送金をしたところ、業者と連絡が取れなくなってしまった。

- ある日、業者を名乗る者から「必ず儲かる投資話がある。最低投資金額は××円なので気軽に投資できる。」と話を持ち掛けられます。
- 通報者は半信半疑だったものの、業者が「絶対に損はしない」と言っており、また、「金額も手ごろだから」と軽い気持ちで送金したところ、しばらくの間、業者の話どおりに分配金が振り込まれ、通報者が「確かに儲けることが出来る。もっと大きく投資するべきだった。」と思ったところに、業者から追加の投資話を持ち掛けられます。
- このような手口では、業者を名乗る者が紹介した、大儲けできるという投資話は実在せず、業者を名乗る者は大儲けできる投資話が本当であるように見せかけるために、一時的に、分配金と見せかけた金銭を渡しているものと思われれます。
- そして、追加で大金を送金してしまうと、業者と連絡が取れなくなってしまい、これまで受け取っていた分配金もストップしてしまうケースが多く見受けられます。
- このような手口では、業者を名乗る者は「必ず儲かる」や「損はしない」といった言葉を用いて勧誘してくることや、通常ではありえない高利回りの分配金が一定期間送金されることが特徴として挙げられます。
- なお、「必ず儲かる」や「絶対に損はしない」といった断定的な判断を提供して勧誘を行うことは法律によって禁止されているため、証券会社がそのような言葉を用いて勧誘を行うことはありません。
- こうした話を持ち掛けられた場合、送金などは一切せず、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにしてください。⁵

⁵詳しくは、本協会ホームページ「“必ずもうかる”詐欺、こんなところにご用心！」
(http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearnts01/mikoukai/moukaru_teguchi.html)

3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供⁶、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

また、近年は、未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、証券会社、各都道府県警察、財務局、各都道府県の消費生活行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR用ポケットティッシュ等を配布する注意喚起活動を行っているほか、協会員、各都道府県消費生活センター等において、本協会作成のリーフレット・DVDを活用し、投資者・消費者に対して注意を呼び掛けています。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手にして行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者⁷や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。⁸

⁶ http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html

⁷ 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

⁸ 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf

4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書⁹では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成26年9月までの4年半の間に約2万1千件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 (電話：03-3667-8647)

⁹ <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

[別紙]

未公開株通報専用コールセンターに寄せられた都道府県別の通報状況

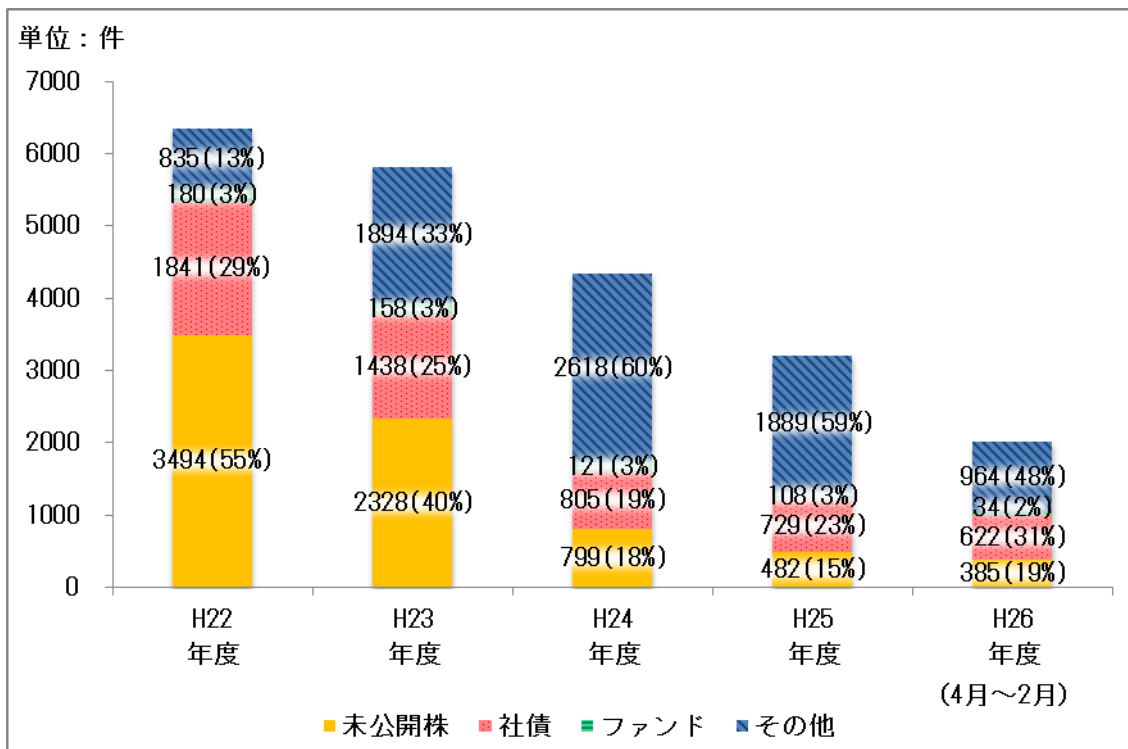
総通報件数 123 件 (平成 27 年 2 月)

通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)	通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)
北海道	6	4.88	滋賀県	1	0.81
青森県	1	0.81	京都府	0	0.00
岩手県	0	0.00	大阪府	7	5.69
宮城県	0	0.00	兵庫県	7	5.69
秋田県	0	0.00	奈良県	1	0.81
山形県	0	0.00	和歌山県	2	1.63
福島県	0	0.00	鳥取県	0	0.00
茨城県	2	1.63	島根県	0	0.00
栃木県	2	1.63	岡山県	6	4.88
群馬県	2	1.63	広島県	2	1.63
埼玉県	7	5.69	山口県	2	1.63
千葉県	6	4.88	徳島県	0	0.00
東京都	13	10.57	香川県	3	2.44
神奈川県	9	7.32	愛媛県	2	1.63
新潟県	3	2.44	高知県	0	0.00
富山県	0	0.00	福岡県	4	3.25
石川県	7	5.69	佐賀県	0	0.00
福井県	2	1.63	長崎県	0	0.00
山梨県	0	0.00	熊本県	1	0.81
長野県	3	2.44	大分県	0	0.00
岐阜県	3	2.44	宮崎県	1	0.81
静岡県	1	0.81	鹿児島県	2	1.63
愛知県	12	9.76	沖縄県	0	0.00
三重県	3	2.44	不明	0	0.00

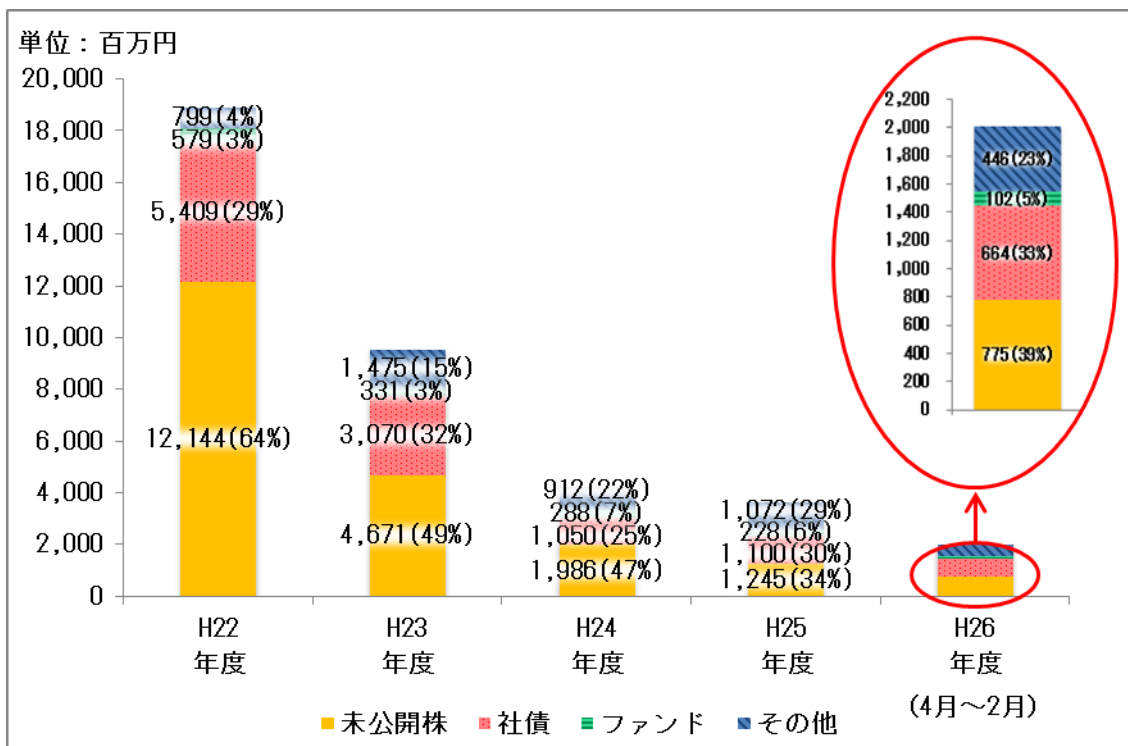
「未公開株通報専用コールセンター」通報状況
(平成22年4月～平成27年2月)について

総通報件数：21724件 被害総額：383億3666万円

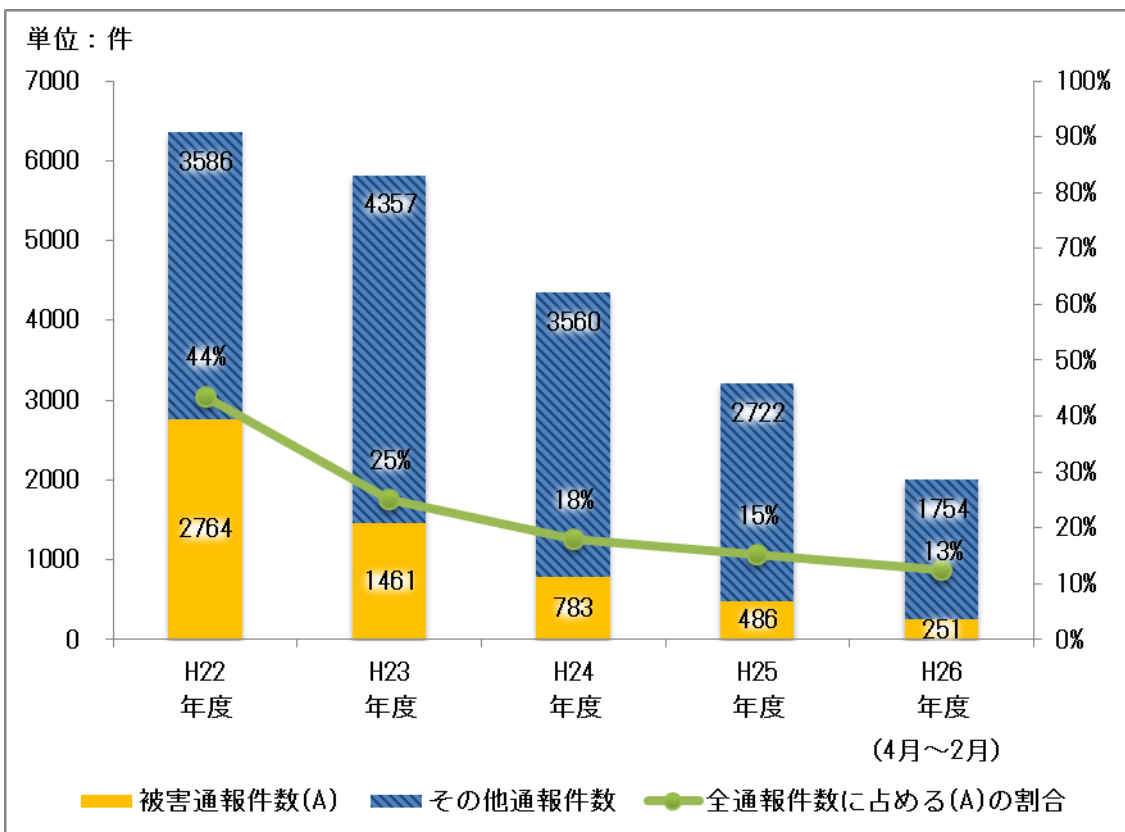
1. 有価証券別通報件数 (平成22年4月～平成27年2月)



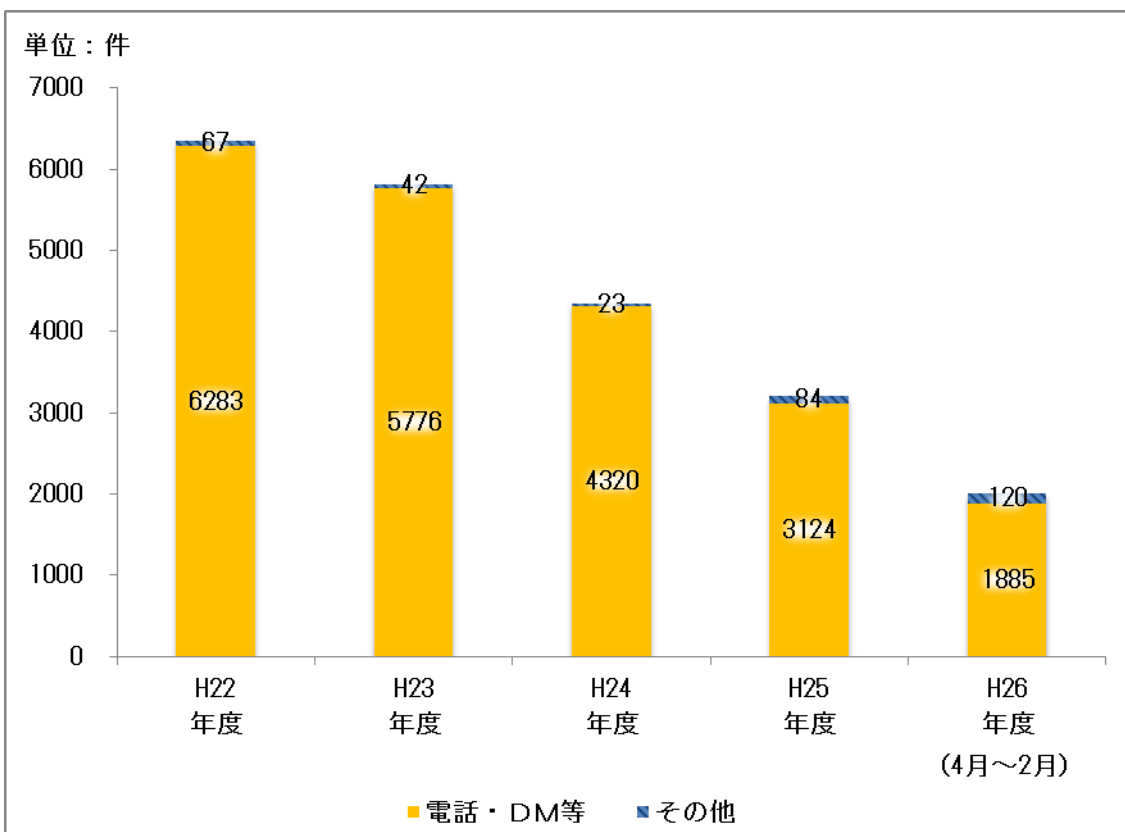
2. 有価証券別被害金額 (平成22年4月～平成27年2月)



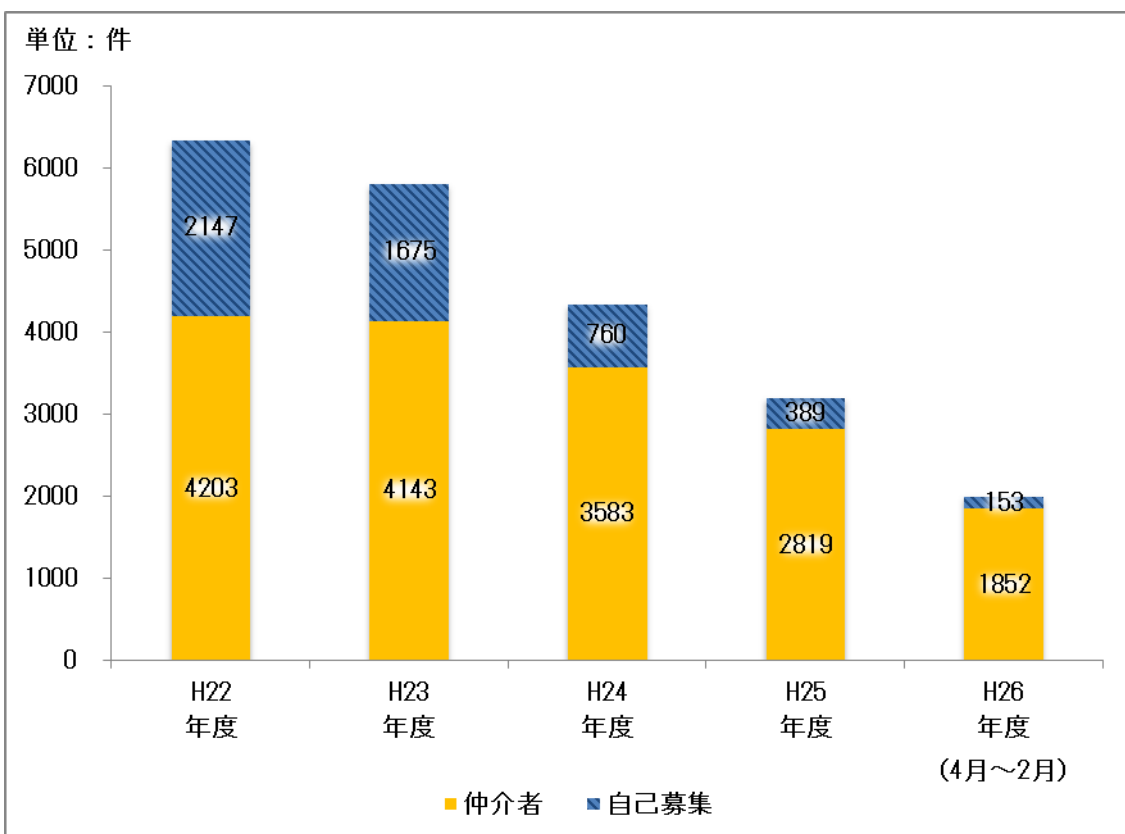
3. 全通報件数に占める被害通報件数（平成22年4月～平成27年2月）



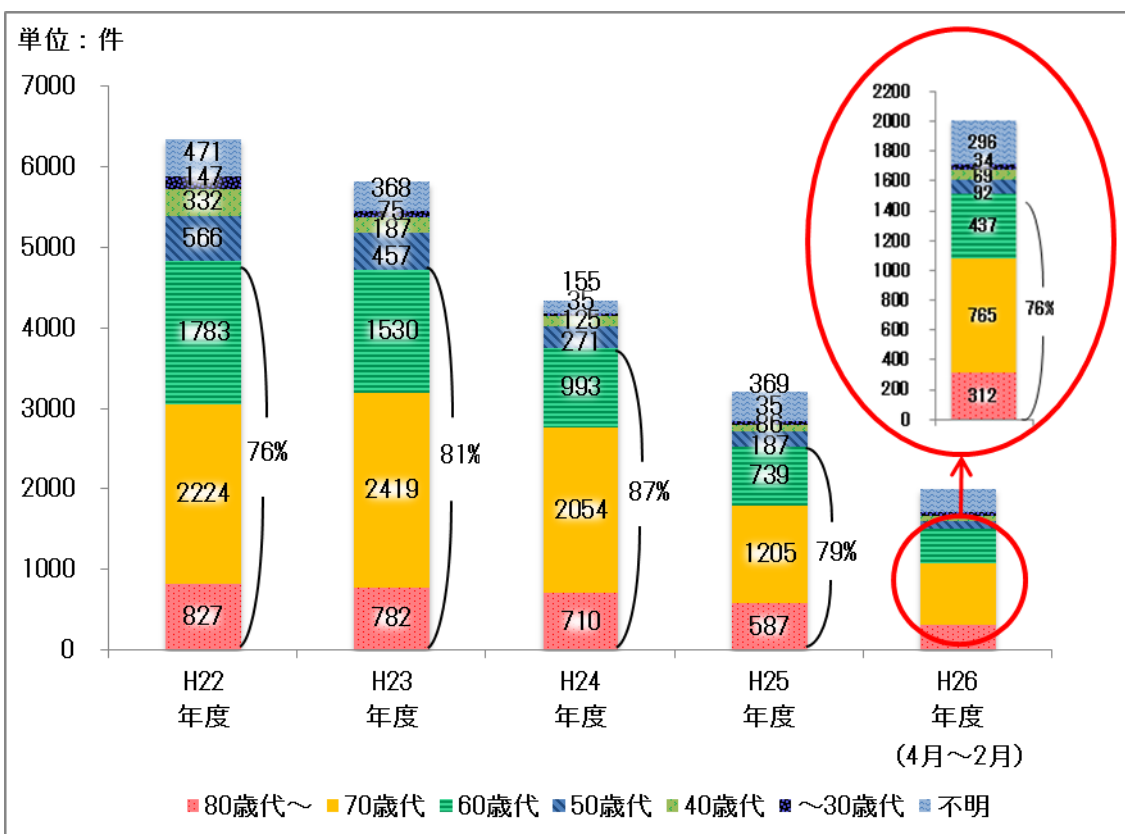
4. 勧誘手法（平成22年4月～平成27年2月）



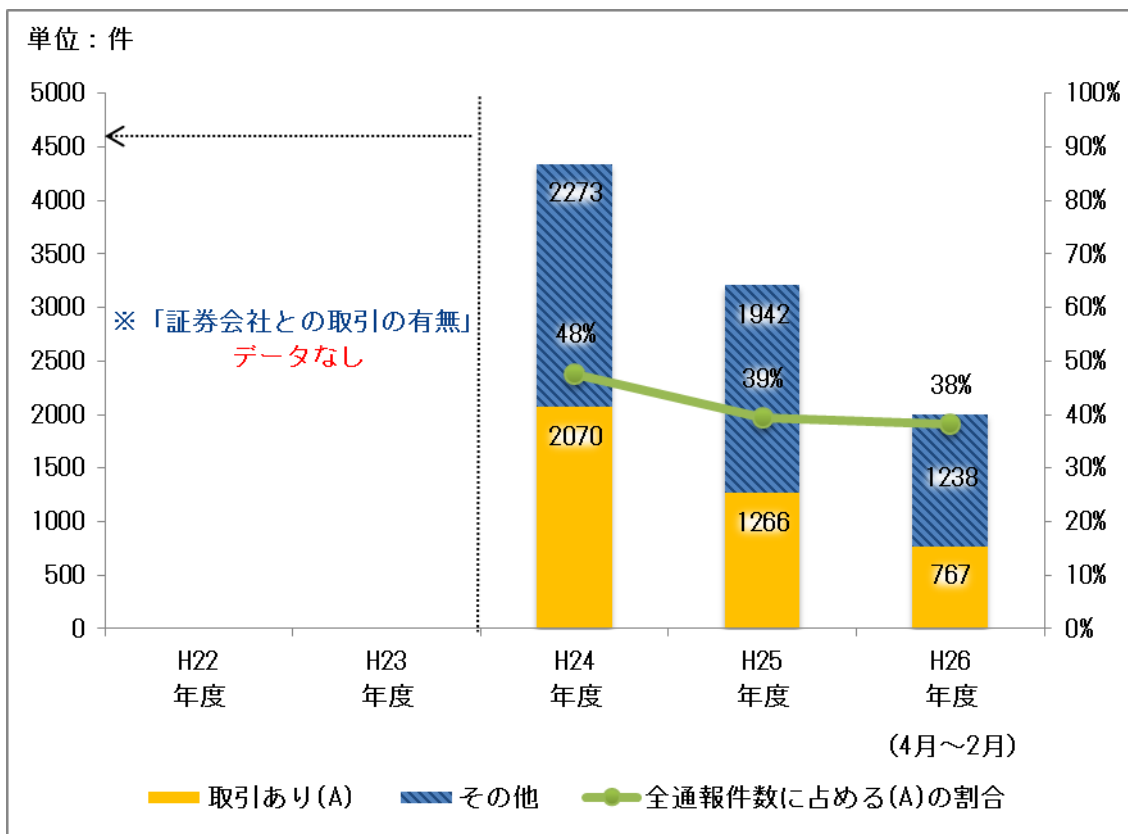
5. 通報件数と募集形態（平成22年4月～平成27年2月）



6. 年齢別通報件数と割合（平成22年4月～平成27年2月）

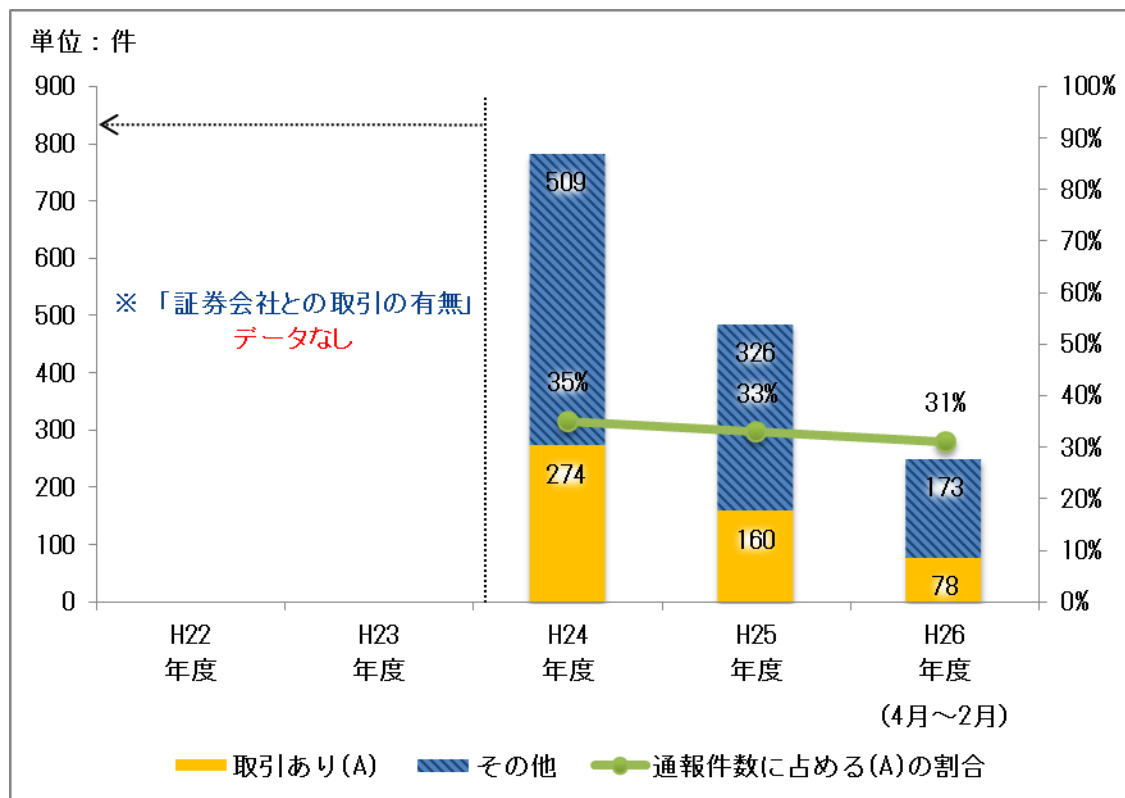


7. 「証券会社と取引のある方」からの通報件数（平成22年4月～平成27年2月）



8. 被害通報件数に占める「証券会社と取引のある方」からの被害通報件数

（平成22年4月～平成27年2月）



9. 都道府県別通報件数（平成23年4月～平成27年2月）

通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）	通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）
北海道	277	1.80	滋賀県	176	1.14
青森県	44	0.29	京都府	289	1.88
岩手県	59	0.38	大阪府	1162	7.56
宮城県	97	0.63	兵庫県	622	4.05
秋田県	24	0.16	奈良県	231	1.50
山形県	73	0.47	和歌山県	94	0.61
福島県	99	0.64	鳥取県	49	0.32
茨城県	324	2.11	島根県	63	0.41
栃木県	160	1.04	岡山県	413	2.69
群馬県	252	1.64	広島県	608	3.95
埼玉県	790	5.14	山口県	350	2.28
千葉県	994	6.47	徳島県	63	0.41
東京都	1702	11.07	香川県	152	0.99
神奈川県	1877	12.21	愛媛県	179	1.16
新潟県	294	1.91	高知県	71	0.46
富山県	64	0.42	福岡県	324	2.11
石川県	159	1.03	佐賀県	27	0.18
福井県	58	0.38	長崎県	50	0.33
山梨県	91	0.59	熊本県	156	1.01
長野県	376	2.45	大分県	64	0.42
岐阜県	315	2.05	宮崎県	63	0.41
静岡県	545	3.54	鹿児島県	117	0.76
愛知県	1158	7.53	沖縄県	25	0.16
三重県	193	1.26	不明	1	0.01

以 上